

## 【アメリカ】水力発電の推進と規制緩和に関する2法案の成立

水力発電は、米国の電力需要の7%を供給し、再生可能エネルギー電源としては最大である。一方、水力発電事業の認可手続には5年程度かかるといわれており、また、既存のダムのうち現在発電を行っているのは3%に過ぎない。こうした状況を受けて、事業認可の効率化、既存施設の活用、さらに小規模水力発電の新規開発、灌漑用水路等を利用する水路式発電等を推進することにより、発電量の増加を図ることを目的とする法案が2013年8月9日に成立した。2013年水力発電規制効率化法（P.L.113-23）は、①一定要件を満たす水路式発電のライセンス免除、②ライセンス免除されうる小規模発電の規模を最大10,000キロワットに拡大、③現在発電していないダム等の認可手続の改善検討等を定めている。また、土地改良局小規模水路式水力発電開発及び地方就業法（P.L.113-24）は、土地改良局施設中の小規模水路式水力発電の開発のため、内務長官が契約を結ぶ権限があること等を規定している。

（海外立法情報課・ローラー ミカ）

## 【アメリカ】カリフォルニア州の学校教育に関する各種法案の成立

カリフォルニア州では2013年9月13日の議会会期末へ向けて多くの法案が成立した。学校教育関連では、8月12日、すべての男女別の学校プログラム（例えば、運動競技への参加やロッカールーム等施設の使用）について、公の記録にかかわらず、本人の性別認識による選択を可能とする法案（AB1266）に知事が署名した。同月27日には、カリフォルニア州の学校において使用する紙媒体の教科書等の出版者・製造者に、それら教科書等を電子媒体でも提供することを義務付ける法案（AB133）、また最長1年とされてきた大学卒業後教職課程を、2年まで可能とする法案（SB5）が成立した。さらに、ロサンゼルス統一学区の教員による児童虐待事件対応に係る監査報告等を受けて、9月6日、学区又は郡教育長に、教師の非行による解雇・停職等の措置を30日以内に州教員認定委員会へ報告することを義務付け、故意に怠ったときには、軽罪として罰金を科すことを規定する法案（AB449）が成立した。

（海外立法情報課・ローラー ミカ）

## 【EU】2014年欧州議会選挙の国別議席配分決定

2014年に予定されている欧州議会選挙は、2013年7月のクロアチアの加盟により、28か国で実施される。ニース条約下の2009年6月に実施された前回選挙では、736名の議員が選出されたが、リスボン条約発効（2009年12月）時の経過措置として2014年までの任期中は18議席増の754議席、さらにEU加盟を控えたクロアチアが、同国に配分された議席（12議席）に関する選挙を2013年4月に実施し、現時点の議席数は、766議席となっている。リスボン条約第14条第2項により欧州議会議員は最大751名（議長を含む）、1加盟国あたり最大96名、最小6名とされており、2014年選挙の国別議席配分の見直しが求められていた。2013年6月28日の首脳会議では、事前の欧州議会の決定を踏まえ、12のEU加盟国（オーストリア、ベルギー、ブルガリア、ハンガリー、アイルランド等）が各1議席減、最大議席を有するドイツのみ3議席減の96議席とする決定を採択した。

（海外立法情報調査室・武田 美智代）

## 【EU】ラトビア、2014年1月からユーロ導入へ

2013年7月9日、EU経済・財務理事会は、ラトビアが、2014年1月1日からユーロを同国通貨として導入することを承認する決定を採択した。これによりラトビアは、2011年のエストニアに続き18番目のユーロ圏参加国となる。導入までの手続として、まず欧州委員会及び欧州中央銀行が、ラトビアの依頼により、6月5日、同国に関する収斂報告書（Convergence Report）を公表、委員会は、同国がユーロ導入の条件（収斂基準：物価上昇率、健全財政基準、為替相場の安定等）を満たしていると認め、理事会に対し上述の決定を勧告した。6月21日にはユーロ圏の財務大臣が導入への賛意を表明、同月末の首脳会議及び7月3日の欧州議会に続き、7月5日には欧州中央銀行も賛意を示した。リトアニアも2015年のユーロ導入を目指しており、2004年5月に揃ってEUに加盟したバルト3国全てが、欧州の政治経済の中核に参加しつつある。

（海外立法情報調査室・武田 美智代）

## 【EU】若年失業者対策の強化

近年EUでは、深刻化する若年失業者対策が喫緊の課題となっている。EU統計局によれば、2013年7月時点のEU28か国における若年者（15～24歳）の失業率は23.4%、ユーロ圏では24%であり、国別で最も低いドイツ（7.7%）、オーストリア（9.2%）に対し、ギリシャは62.9%（同年5月時点）、スペイン56.1%等となっている。これまでEUは、2012年12月の欧州委員会で「若者保証」（Youth Guarantee）導入を主眼とする「若年雇用パッケージ」の提案、2013年2月の首脳会議で、パッケージの強化である「若年雇用イニシアチブ」の立上げと若年失業率の高い国・地域への60億ユーロの投入（2014～20年）等を提案してきた。「若者保証」は、ニートに陥った若年者を対象に、4か月以内に就職、学業の継続又は見習い、就業体験の場を提供するもので、同年6月の首脳会議では、その実現に向けて2月の提案を上回る80億ユーロの拠出が決定された。

（海外立法情報調査室・武田 美智代）

## 【イギリス】2013年同性婚法(c.30)の制定

最近、諸外国で同性婚を法制化する例が相次いでいる。イギリスでは同性間内縁関係の登記が可能となった2004年以降、その登記をした当事者の権利義務は一部を除き夫婦とほぼ同様であるが、両制度に対する世間の認識に差が生じたともいわれ、改めて2013年同性婚法（c.30）が同年7月17日に制定された。イギリスの婚姻方式は戸籍登記所又はホテル等の認定施設で挙行される世俗婚と宗教施設で挙行される宗教婚に分かれる。同法上同性の両当事者も世俗婚と宗教婚の両方が可能となるが、宗教組織は、その管理機関が同性婚を明示的に承認した場合に限り同性婚を挙行することとした。なお、登記済同性間内縁関係の同性婚への転換権を当事者に付与する規定、婚姻を維持しながら法律上の性別を変更しうる旨の規定、2010年平等法（c.15）上夫婦と同性当事者とは職域年金制度による遺族給付額に差が残る点に関し見直しを行う旨の規定等も設けられた。同法は、一部の規定を除き国务大臣が命令で定める日から施行する。（海外立法情報調査室・河島 太郎）

## 【イギリス】 2013 年司法及び保安法(c.18)の制定

2013 年司法及び保安法（以下「法」）が同年 4 月 25 日に制定された。情報機関等の監視体制の強化及び現代化を図る第 1 章及び第 1 附則並びに民事訴訟への不開示資料手続の導入を図る第 2 章が法の主な規定である。法第 1 章では、情報機関等の監視機関のうち上下両院議員 9 人で組織する 1994 年情報機関法（c.13）上の情報委員会につき①情報機関等に加え政府機関全体の情報関係活動に監視対象を拡大すること、②情報機関等の過去の重要な活動も監視対象とすること、③情報機関の長は、大臣が拒まない限り、情報委員会に対し情報提供の義務を負うことが定められた。第 2 章の不開示資料手続は非公開で行う秘密資料の証拠調べである。裁判所が国务大臣若しくは当事者の申立てにより又は職権で不開示資料手続が可能な事件であると決定してから、当事者は当該資料の特定部分につき不開示資料手続を申し立てることができる。法には、別に、総則（第 3 章）、関係法令の改正規定（第 2 附則）及び経過規定（第 3 附則）がある。（海外立法情報調査室・河島 太郎）

## 【イギリス】 2013 年金属くず取引業法(c.10)の制定

イギリスでも、近年の国際的な金属価格の高騰により金属盗犯が増加し、金属盗品取引の対策を強化する必要性が認識されてきた。2013 年 2 月 28 日に金属盗犯の防止及び金属くず取引の倫理向上を目的として制定された 2013 年金属くず取引業法（c.10）は、現行 1964 年金属くず取引業法（c.69）を廃止し、その非効率な業者登録制度に代わる新たな金属くず取引の規制制度の整備を図るものである。これにより、①金属くず取引業免許の申請手続の厳格化及び不適当と認められる申請者による申請の却下、②地方自治体に対する免許の取消権限の付与、③金属くず取引業者に対する金属売却者の身元確認義務及び取引記録義務の新設、④警察及び地方自治体に対する事業場の立入権限及び査察権限の付与、⑤無免許の事業場の閉鎖、⑥自動車解体業者による金属盗品取引の取締りを目的として当該業者の規制制度を今回の新制度と統合すること、⑦罰則の強化等が定められた。

（海外立法情報調査室・河島 太郎）

## 【フランス】 行政立法による建築計画の促進

近年、賃料及び地価の高騰により住宅不足が深刻化しているが、経済危機により住宅の建設数は減少傾向にある。このため、フランソワ・オランド（François Hollande）大統領は、2013 年 3 月 21 日に、住宅整備を目的とする住宅投資計画を発表した。これを実現するために、建築計画の促進のための法的措置を講じる権限を政府に付与する 2013 年 7 月 1 日の法律 2013-569 号が制定された。同法により、政府は、建築計画に必要な次の措置に関するオルドナンス（行政立法）を制定することができることとなった。①迅速な建築手続の創設、②都市計画文書等の情報を集積するウェブサイトの設置、③建築計画の資金調達を容易にする措置、④建築計画に係る訴訟の迅速化、⑤人口過密都市の当局への建築計画促進の権限の付与、⑥中産階級向け住宅の増加、⑦未完成物件の購入に関する保証の義務化、⑧建築費の支払期限の変更措置。政府は、同法の公布から 8 か月以内に、これらの措置について定めるオルドナンスを制定する必要がある。（海外立法情報課・服部 有希）

## 【フランス】 学校教育基本法

児童の学力低下や学力差の拡大が深刻な問題となる中、今後の学校教育の方針を示す基本法として、共和国の学校の再構築の方針及び計画に関する 2013 年 7 月 8 日の法律第 2013-595 号が制定された。同法により、今後 5 年間で 6 万人分の教育関係の雇用を創出し、3 歳未満の児童の幼稚園への受入の拡大、余剰の教員による学習遅延児童の教育支援、小学校 1 年での外国語の必修化等が実施される。また、2013 年 1 月に制定されたデクレ（政令）第 2013-77 号により、2013 年度から（市町村長の申請があれば 2014 年度から）、これまで週 4 日であった小学校の授業が週 4.5 日となる。これに伴い、国は、課外授業の充実のための基金を設立し、2013 年度から授業日数を変更する市町村に対し、児童 1 人あたり 50 ユーロを支援する。このほかに、新たな教員養成機関である教職・教育高等学校（*école supérieure du professorat et de l'éducation*）の設置、教員や生徒向けのデジタル教材の提供等の措置が講じられる予定である。（海外立法情報課・服部 有希）

## 【フランス】 ヒト胚研究の原則禁止から許可制への移行

これまで、ヒト胚及びヒト胚性幹細胞（ES 細胞）の研究は、原則禁止とされていた。ただし、特定の条件を満たす場合に限り許可する例外規定も置かれていた（本誌第 249-1 号（2011 年 10 月刊）pp.12-15 参照）。これは、倫理的な問題と医学上の必要との妥協から生じた規定であり、そのあいまいさに対する批判があった。そこで、2011 年 7 月 7 日の法律第 2011-814 号を改正し特定の条件下で胚及び胚性幹細胞に関する研究を許可する 2013 年 8 月 6 日の法律第 2013-715 号が制定された。同法により、当該研究は許可制に移行した。許可に必要な条件は、従来の規定を部分的に改正し、研究が、①科学的に適切であり、②医学上の目的に適い、③代替手段がなく、④倫理原則を遵守していることと改めた。また、従来どおり、研究対象は、生殖補助医療に際し不要となった胚（余剰胚）に限られ、研究には、胚の提供者の同意及び当局による研究計画の承認が必要となる。

（海外立法情報課・服部 有希）

## 【ドイツ】 生物学的父の権利を強化するための民法典等の改正

従来、婚外子の父（以下「生物学的父」）が子との面接交渉権を有するのは、当該父が一定期間子と同居していたことがあり、かつ、これが子の福祉に資する場合に限られていた（民法典第 1685 条）。また、子の状況に関する情報をその母に請求する権利も、法的な父のみが有していた（同第 1686 条）。2010 年及び 2011 年に、欧州人権裁判所は、これらの規定は生物学的父の家庭生活が尊重される権利を侵害すると判決した。これを受け、民法典に生物学的父の権利を定める第 1686a 条が新設され（BGBl. I S.2176）、2013 年 7 月 13 日に施行された。同条によれば、生物学的父が子に対する真摯な関心を示したときは、子の福祉に資する場合に限り、面接交渉権及び子の状況に関する情報の請求権を有する。また、その家庭裁判所の手続において、生物学的父であることの証明に必要な場合には、関係者は採血等の検査を受忍しなければならない旨が定められた（家事事件及び非訟事件手続法第 167a 条）。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

## 【ドイツ】海商法の全面改正

1897年の商法典の制定以来、第5編の海商法には大きな改正がなかった。しかし、内容が時代に合わなくなったため、海商法が全面改正され（BGBl. I S.831）、改正法は一部を除き2013年4月25日に施行された。改正後の第5編は、第1章船舶運航の主体、第2章運送契約、第3章船舶賃貸借契約、第4章船舶事故、第5章船舶債権者、第6章時効、第7章船主責任の制限に関する通則、第8章手続規定からなり、改正後の条数は改正前の約半分となった。改正の要点は、海難事故の時の旅客とその手荷物に対する運送人の補償限度額が、その責任の有無を問わず、2002年アテネ条約に準じて引き上げられたことである。また、中世から存続していた船舶組合（Partenreederei）という会社形態及び事故の時に船長が国内の裁判所又は在外ドイツ大使館若しくは領事館に海難証明書の交付を申請する制度が廃止された。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

## 【ドイツ】送電システムの整備を促進するための第二次法律

ドイツでは、脱原発のため再生可能エネルギーを中心とした分散型の発電システムの開発を図っていること及び隣国との電力の輸出入が増えていることに伴い、特に超高压送電システムの整備が急務となっている。送電システムの整備を迅速に行うために、大手電力会社が送電システム需要予測に基づき送電システム整備計画を作成し、連邦ネットワーク庁がこれを審査した上で、連邦議会が法律で具体的な送電区間を定めるという手続が2011年7月26日の改正エネルギー事業法で定められた。これを受けて送電システムの整備を促進するための第二次法律が制定され、一部を除き2013年7月27日に施行された（BGBl. I S.2543）。同法は、36の送電システム整備事業（新設2,800km及び増強2,900km）を定める。関係省庁及び大手電力会社は、7月5日に、地元の理解を得るために、利子5%以下の個人向け事業債（一口1,000ユーロ）を地元住民優先に発行して、事業費用（総費用100億ユーロと試算）の15%までを賄う計画を発表した。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

## 【スウェーデン】新監視カメラ法の制定

2013年7月1日施行の監視カメラ法（2013:460）は、これまで個人情報保護法（1998:204）及び公共の場所における監視カメラに関する法律（1998:150）中で定められていた監視カメラに関する規定を統合し、新たに別の法律として制定したものである。従来、店舗、駐車場、ATM、地下鉄、学校、駅等、公共の場所におけるカメラによる監視は、行政区画ごとに置かれる国の行政機関（レーン中央行政庁）の許可を得て行うことが法律で定められていたが、今後は、同庁への届出により設置できることとなった。公共の場所を除き、監視カメラの設置は引き続き許可制で、同庁が審査を行う。このような監視カメラの設置は、監視により損なわれうる個人の権利より、監視による利益が上回ると認められる場合に許可される。また、カメラの記録映像の秘密保護を強化する規定も置かれ、個人の尊厳が侵された際の損害賠償についての規定も設けられた。監視カメラに関するすべての監督権限は、データ保護監督院が有する。

（海外立法情報課・井樋 三枝子）

## 【スウェーデン】ビスフェノール A を含む梱包材の乳児用食品への使用禁止

ビスフェノール A (BPA) は、食品容器原料等の原料として使用される化学物質で、飲食物に移行し、摂取されることで、人体に影響を及ぼす可能性がある。日本でも、食品衛生法に基づき、溶出量を制限する規格基準が設けられている。スウェーデンでは、食品法 (2006:806) の下位法令である食品規則 (2006:813) を改正して、EU やそれ以外の国からの輸入品を含め、3 歳以下の乳児用食品の包装に BPA を用いることを禁止し、2013 年 7 月 1 日から施行した (2012:991)。EU は、現在のところ EU 規則 (10/2011) により、食品梱包材における BPA の含有量を一定量以下に規制している。また、哺乳瓶については、EU 規則 (321/2011) により、BPA を含むことを禁止した。スウェーデン以外の EU 加盟国では、デンマーク、ベルギー、フランス等が 3 歳以下の乳児用食品に接触する物品に BPA を含むことを禁止している。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

## 【ロシア】中小企業振興法の改正

2013 年 7 月、中小企業における外国人労働者の就業や外国人の投資に関する制限緩和を目的として、2013 年 7 月 23 日連邦法第 238 号「連邦法「ロシア連邦における中小企業の振興について」(以下「中小企業振興法」という。)及び連邦法「技術規制について」第 46 条の改正について」が成立した。今回の法改正では、中小企業振興法第 4 条第 1 項の 1 が改正され、ロシアの中小企業に対する外国法人及び外国人の資本参加に関する制限が撤廃された。従来は中小企業に対する外国法人及び外国人の資本参加比率は 25%以下に制限されていたが、今後は 25%以上の資本参加が可能となり、外国法人及び外国人の名義で中小企業を設立することができる。また、外国企業も含め、中小企業支援に役立つ情報をインターネット上で公的機関が発信する仕組みを新設することも盛り込まれた。連邦法第 238 号は、2013 年 10 月 1 日から施行された。

(海外立法情報課・小泉 悠)

## 【韓国】大法院に司法政策研究院を新設

2013 年 7 月 2 日、韓国国会本会議において、大法院 (最高裁判所に相当) の所轄の下に司法政策研究院 (以下「研究院」) を置くことを骨子とする法院組織法一部改正法律案が可決された。法改正により、大法院が従来から求めてきた、中長期的な司法政策を研究する司法府独自の研究機関の設置が実現する。改正法は 2014 年 1 月 1 日に施行され、同年中に研究院が発足する見込みである。院長及び首席研究委員 (1 人) は大法官会議の同意を得て大法院長が任命し、それ以外の研究委員及び研究員は、裁判官、弁護士資格を有する者、博士の学位を有する者等の中から大法院長が任命する。また、研究院の運営及び研究に関する重要事項を審議するため、大法院長が委嘱する 9 人の委員 (過半数は裁判官以外の者) から構成される運営委員会が設置される。研究院は毎年、次年度の研究計画及び当該年度の研究実績を盛り込んだ年次報告書を作成し、国会に報告しなければならない。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

## 【韓国】中小企業専用株式市場(KONEX)上場企業に対する特例措置

2013年7月1日、韓国取引所において、有価証券市場、コスタック市場に次ぐ第3の株式市場として、イギリスのAIM市場をモデルとした中小企業専用株式市場（以下「KONEX」）が開設された。韓国の中小企業は、資金調達の多くを銀行からの借入りに依存しており、利子負担が過重になっているといわれる。KONEXは創業して間もないベンチャー企業等、市場からの資金調達が困難な中小企業に対して円滑に資金供給を行うことを目的とした市場であり、上場基準は既存の株式市場よりも大幅に緩和されている。2013年8月13日、「資本市場及び金融投資業に関する法律」が改正され、KONEX上場企業に対し、半期・四半期報告書の提出義務の免除が可能となったほか、商法の規定による社外取締役選任義務（資産総額2兆ウォン未満の上場会社において取締役総数の4分の1以上）及び常勤監査役選任義務（資産総額1千億ウォン以上の上場会社において1名以上）を適用しない特例措置が講じられることとなった。（海外立法情報課・藤原 夏人）

## 【韓国】海外進出企業の国内復帰支援に関する法律の制定

FTA締結による関税の引下げ、海外の人件費の高騰その他の経営環境の悪化等により、海外進出企業の間で国内回帰の動きがあるといわれる。政府は国内回帰の動きを加速させるため、2012年11月、「海外進出企業の国内復帰支援に関する法律案」（以下「Uターン法案」）を国会に提出した。Uターン法案は、他の議員提出法案と一本化され、2013年6月27日に本会議で可決、8月6日に公布された。Uターン法の制定により、国内復帰企業の定義が定められ、産業通商資源部長官（以下「長官」）に対し、国内復帰企業の支援計画を策定・実施することが義務付けられた。また、支援対象となる国内復帰企業を長官が選定する際の要件も定められた。国内復帰の完了前でも、一定の要件を満たせば支援対象となる。支援対象に選定された国内復帰企業に対しては、国及び地方公共団体が租税の減免、設備投資費用の支援、産業団地の優先入居、人材確保の支援等を行うことができる。（海外立法情報課・藤原 夏人）

## 【中国】軍事施設保護法改正案

1990年8月1日に施行された現行の軍事施設保護法は、軍事施設の安全保護と軍事活動の正常な遂行の保障を目的とし、軍事施設保護区域である「軍事禁区」「軍事管理区」の画定、両区域内及びその外にある軍事施設の保護及び管理責任等について規定している。現行法の制定から20年以上経過し、内外情勢の変化、軍備及び軍事活動における高度情報化の進展などを踏まえ、法改正の準備が進められている。2013年7月22日、意見公募のため国务院法制办公室ウェブサイトで公表された「軍事施設保護法改正案(意見公募用)」は、現行法より16か条多い全53か条から成る。改正案では、国境・海上警備の管制施設を軍事施設として明記し、「軍事禁区」「軍事管理区」の定義をより明確化した。軍事施設所在地の地方政府と当該施設に関係する軍事機関が共同で軍事施設保護委員会を設置し連携協力を強化すること、水域の「軍事禁区」「軍事管理区」では水産養殖や非軍事施設の建設を禁止すること等の規定も盛り込まれている。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

## 【中国】 税務行政執行共助条約への署名

2013年8月27日、中国政府はパリのOECD本部で税務行政執行共助条約（租税に関する相互行政支援に関する条約）に署名した。1988年に作成され、1995年に発効した同条約は、経済取引や人的移動の国際化が進む中で、国際的な脱税及び租税回避行為に対処するため、各国の税務当局間の相互行政支援のためのネットワーク拡充を目指すものである。税務当局間の相互支援の主な内容は、①租税に関する締約国の法令の運用及び執行に関する情報を交換すること、②租税債権の徴収を相互に援助すること、③租税に関する文書の送達を依頼することの3点である。条約署名国は、今回の中国の署名により、G20構成国全てを含む計56か国となった。2013年6月末現在、中国は外国との間で税収協定99件、国際税収情報交換協定9件などを締結しているが、税務関係の多国間条約への署名はこれが初めてである。中国は今後もこの方面の国際協力を強化していく方針である。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

## 【中国】 商標法の改正

2013年8月30日、第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議で、商標法の改正案が可決、成立した。中国の商標法は1982年に制定され、1993年と2001年の改正を経て、今回が第3次改正となる。2013年6月末現在、中国における商標登録申請件数は約1221万件、有効な登録商標は約680万件、いずれも世界最多である。しかし、商標権に関する法整備は不十分とされてきた。今回の同法の改正項目は53に上り、その条数は9か条増え全73か条となった。改正の主な内容としては、①複数の商品区分について一度に出願できる「一出願多区分制」の導入、②出願審査期限の新設、③異議申立てにおける申立人資格及び申立理由の制限並びに手続きの簡素化、④「馳名商標」（有名ブランドとして認定済みの商標）の使用規制、⑤悪意による商標の先取り登録や模倣など不正競争行為に対する規制強化、⑥商標権侵害に対する罰則強化と損害賠償額の引上げなどが含まれている。改正法は2014年5月1日から施行される。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

## 【オーストラリア】 2013年議会議務局改正（情報自由）法の制定

1982年情報自由（FOI）法の下で連邦議会がその適用対象かどうか従来は曖昧であった。2011年議会議務局改正（議会予算局長）法により連邦議会議務局の4番目の部署として議会予算局（PBO）が新設された（本誌第255号参照）のと同時にFOI法が改正され、PBOはFOI法の適用除外とされた（本誌第254・2号参照）。2013年6月28日制定・施行の標記の法律は、1999年議会議務局法（「1999年法」）を改正し、連邦議会議務局の他の3部署（上院事務局、下院事務局及び議会議務総局）もPBOと同様FOI法の適用除外とした。具体的には、1999年法により設置される部署及び同法に基づく職務を遂行する職員がFOI法上の当局には当たらないという趣旨の第68A条を1999年法に追加することによって3部署がFOI法の対象でないことを明示した。なお、政府の法案説明文書によれば、今回の定法律の附則の経過規定により、FOI法適用除外機関としての連邦議会議務局の地位は1999年法制定時に遡って適用される。

（海外立法情報調査室・等 雄一郎）



## 【オーストラリア】緑の党の通信傍受法改正法案

元 CIA 職員による米国家安全保障局 (NSA) の世界的な通信傍受活動の暴露により、オーストラリア政府も捜査令状なく一般の通信を傍受し、これを米国と共有してきたことが明らかになった。同国では、1979 年通信傍受法 (「1979 年法」) により、捜査機関が個人の通信内容に関するデータを利用するには捜査令状を要するが、通信内容に関わらない送受信データの利用には捜査令状が不要とされてきた。2011-12 年度に 29 万件以上の個人の通信データを捜査機関が司法当局の監督なしに利用したとされるが、政権を交互に担う労働党と保守連合は従来からこの法的枠組を支持してきた。今回の暴露報道を受け、緑の党のラドラム (Scott Ludlam) 上院議員が 1979 年法改正法案を 2013 年 6 月 18 日に連邦議会に上程した。法案は、捜査機関の活動の透明性確保と市民の権利の保護を目的とし、捜査機関によるすべての通信データ利用に捜査令状を要するよう 1979 年法を改正するものだったが、8 月 5 日の下院の解散により廃案となった。 (海外立法情報調査室・等 雄一郎)

## 【オーストラリア】2013 年高等教育支援改正 (アジアの世紀) 法の制定

2003 年高等教育支援法 (「2003 年法」) により創設された海外高等教育資金貸付プログラム (OS-HELP) の貸付資格を拡大し、豪州人大学生のアジアでの勉学意欲増進を目的に標記の法律が 2013 年 6 月 29 日制定された。同法は、前年 10 月発表の「アジアの世紀の豪州白書」で提唱された、多くの大学生をアジア諸国に海外留学させようという計画に応える制度を創設するものである。具体的には、2003 年法を改正して、①「海外高等研究機関」に限定されていた OS-HELP 貸付対象者の留学先を、本人の元々所属する豪州の大学が研究課程に資すると認める「海外施設等」に拡大し、柔軟性を持たせた。②学部学生に限られていた OS-HELP の貸付資格を大学院生に広げた。③最大 6 か月で一律 6,051 豪ドルだった従来の貸付額を増額し、アジア諸国への留学生には 7,500 豪ドル、それ以外の留学生には 6,250 豪ドルとすると共に、留学前のアジア諸言語履修者には別途最大 1,000 豪ドルを貸付けることにした。 (海外立法情報調査室・等 雄一郎)

## 【シンガポール】テロリズム (資金供与防止) 法の改正

2013 年 8 月 12 日、シンガポール国会は、テロリズム (資金供与防止) 法を改正する法律を可決した。テロリズム (資金供与防止) 法は、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約 (1999 年 12 月国連総会において採択) にシンガポールが 2001 年 12 月署名したことを受けて、シンガポール国内で同条約を発効させ併せてこれを実施するために 2002 年 9 月に制定されたものである。今回の主な改正点は、①テロリストに対する資金供与等の罪に対する罰金の額を引き上げて、資金洗浄の罪に対する罰金の額との整合性を図ったこと、②情報提供者の身元の秘密保持についての規定を追加したこと、③情報開示義務を有する者の義務違反に加え、警察の捜査等について知る者によるその情報の第三者への提供を新たに処罰することの 3 点である。資金洗浄を監視する国際機関である金融活動作業部会 (FATF) が定める国際基準に従い、テロリズム資金供与防止体制の一層の強化を図る。 (海外立法情報課・坂野 一生)

## 【フィリピン】 包括的火器弾薬規制法の成立

2013年5月29日、包括的火器弾薬規制法に大統領が署名した(共和国法第10591号)。フィリピンにおける銃規制に関しては、従前、火器の違法保有、製造、販売等について定めた1983年の大統領令第1866号及び戒厳令下で定められた同令の罰則が厳しすぎるために、それを軽減する1997年の共和国法第8294号が存在していたが、火器の定義、保有や販売のための資格については、下位の規則等に委ねられていた。包括的火器弾薬規制法は、これらの法令を一本化し、フィリピン国民が自衛のために銃等を保有する権利を認めるほか、銃等の保有許可、携行許可、製造及び販売業の登録制という現行の規制体系を強化する。銃規制については、積極派と消極派が世論を二分しているが、新年の祝砲の流れ弾が子どもに当たり死亡する事件や、銃の乱射事件が相次いだことから、法律による包括的な規制が必要という世論が高まり、立法が実現した。

(海外立法情報課・坂野 一生)

## 【ベトナム】 法人税法の改正

ベトナム国会は、2013年6月19日、改正法人税法を可決した。改正の主な目的は、法人税の引下げにより、国内外の投資を促進し、経済を活性化することにある。改正法は、法人の規模や業種にかかわらず一律25%に定められていた法人税の標準税率を、2014年1月から22%に、さらに2016年1月には20%に引き下げる。さらに、従業員200名未満かつ年間売上高が200億ドン(約9500万円)未満の中小事業者については、前倒しで2013年7月1日から標準税率を20%に、低所得者に住宅を提供する社会住宅業者についても、同じく7月1日から10%に引き下げて、税制上の優遇措置を講じた。なお、2015年の東南アジア諸国連合(ASEAN)経済共同体(AEC)の発足を間近にひかえて、タイは、30%だった標準税率を、2012年に23%、2013年1月からは20%へと、段階的に引き下げ、マレーシアは標準税率を25%、カンボジアは20%と定めるなど、周辺各国も積極的に外資の誘致を図っている。

(海外立法情報課・坂野 一生)